

6月は「土砂災害防止月間」です

これから梅雨に入り、雨の多い季節になります。

近年は、1時間に50ミリを超えるような局地的大雨が増加している傾向にあり、各地で土砂災害による被害が多発しています。

土砂災害のことを知り、災害に備えて大切な命を守りましょう。

住んでいる地域の危険度を確認

土砂災害のハザードマップなどで、住んでいる場所が土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域などにあたるかどうか、あらかじめ確認しておきましょう。



雨が降り出したら気象情報に注意

土砂災害警戒情報や雨量の情報に注意しましょう。気象情報は、テレビのデータ放送やラジオ、インターネットなどから入手できます。



土砂災害から命を守るために

豪雨になる前に早めの避難行動を

- がけ下や溪流沿いなどに住んでいるかたは、大雨や土砂災害警戒情報が発表された場合、避難所などの安全な場所に早めに避難しましょう。
- 夜間に大雨が予想される場合、暗くなる前に避難しましょう。
- 市の避難情報に注意して、警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）が発令されたら、高齢者など避難に時間を要するかたは、移動時間などを考えて早めの行動を心掛けましょう。
- 警戒レベル4（避難勧告など）が発令されたら、全員が安全な場所に避難しましょう。

避難するときは…

早めに、安全に



水平移動



垂直移動

緊急時

- × 「避難する」 = 「避難所へ行くこと」
- 「避難する」 = 「安全を確保する行動」

消費者トラブルにご用心!

vol.36

消費生活相談

開設日時：毎週水曜日
午前9時～午後4時

場所：市民文化会館3階

農工商工課商工労政係 ☎ 1156
鳥羽市消費生活相談室 ☎ 1241

令和元年度の相談統計

昨年は元号が令和に変わり、日本中が改元の話で持ち切りになりました。そんな中、社会生活において提供されるサービスが多様化し、消費者を取り巻く環境は高度化・複雑化しています。

本市の消費生活相談室にもたくさんの方々が相談が寄せられ、全体の70%はインターネットなどで商品を購入する通信販売でのトラブルでした。次いで相談が多かったのは、店舗での購入によるトラブルが20%、訪問販売によるトラブルが10%を占めていました。ここ数年

多発していた、身に覚えのない請求が届く架空請求の相談は少なくなり、「必ずしもつかぬ」や「健康に良い」とうたう商品を契約したが、思っていたものと違っていたというトラブルが多い年でした。

契約をする際には、契約書

の最後に記載されている特定商取引法の内容についてもしっかりと確認してください。

新型コロナウイルス感染症関連の相談について

新型コロナウイルス感染症拡大に便乗したトラブルによる相談が全国でたくさん寄せられています。

政府が一世帯に2枚ずつマスクを配布することとなりましたが、それとは別にマスクが届いてお金を請求されたという事例が他県で発生しています。身に覚えのない商品が届いた場合は、慌てて事業者に連絡したりせず、開封せずに保管し、14日間経つてから処分してください。

また、そのほかにも給付対象者一人につき10万円が支給される「特別定額給付金」を装った詐欺の発生も確認されています。市や総務省などが銀行ATMの操作をお願いすることや、給付のために手数料の振込みを求めるとは絶対にありませんので注意してください。少しでもおかしいと感じたら、周りのかたに相談するか、消費生活相談室へ連絡してください。